

## 令和元年台風 15 号・19 号により被災されたみなさまへ

館山信用金庫

令和元年 9 月に発生した台風 15 号、10 月に発生した台風 19 号により被災されたみなさまに、心よりお見舞いを申し上げます。

当金庫では、各営業店に災害相談窓口を設置し、被災されたお客さまのご預金のお引出しや既存のお借入れについてのご相談を承っております。

また、被災された皆様の生活基盤の一日も早い復旧、復興を支援するため、台風 15 号・19 号災害対策融資を取扱っておりますので、お近くの営業店災害相談窓口または営業担当者までご相談ください。

### 《災害相談窓口》

当金庫本支店窓口

### 《被災されたお客さまへの対応》

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応じています。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応じています。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じています。また、当該預金等を担保とする貸付にも応じています。
- (4) 今回の震災による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができます。
- (5) 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行います。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮します。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じています。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応じています。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けているお客さまの便宜を考慮した適時的確な措置を講じています。
- (9) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じています。
- (10) 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いをしています。
- (11) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮します。また、窓口における営業が出来ない場合であっても、お客さま及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講じています。

### 《台風 15 号・19 号災害対策融資について》

## 1. 個人被災者向け融資（非事業性資金）

ローン種類	災害復旧ローン	災害支援リフォームプラン (リピート)
融資対象者	台風 15 号・19 号により被害に遭われた個人の方 (原則、罹災証明書は不要)	
資金使途	・住宅の補修・修繕 ・自動車の修理・買換 ・家具・家電等の修理・買換	・住宅の補修・修繕 ・借換資金 ・台風 15 号、19 号被害の復旧・ 復興等に必要な資金
融資限度額	500 万円	1,000 万円
融資利率	2.00% (固定)	・リフォーム 2.30% (変動) ・リピート 2.10% (変動)
融資期間	10 年以内	15 年以内
担保	無担保	
保証会社	一般社団法人 しんきん保証基金	
お取扱期間	2019 年 9 月 12 日 (木) ～12 月 30 日 (月)	2019 年 9 月 12 日 (木) ～2020 年 3 月 31 日 (火)

※ご融資にあたっては、審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。

※その他詳細につきましては、各本支店災害相談窓口までお問合せください。

## 2. 法人、個人事業主向け融資（事業性資金）

台風 15 号・19 号災害対策特別融資	
融資対象者	台風 15 号・19 号により被害に遭われた法人、個人事業主の方 (原則、罹災証明書は不要)
資金使途	・設備資金 (台風 15 号・19 号による固定資産被害の復旧・復興に必要な 資金) ・火災保険金受領までのつなぎ資金
融資限度額	5,000 万円
融資利率	当金庫所定利率適用 ・3 年未満 (固定) ・3 年以上 (変動) 基準金利は随時見直し
融資期間	15 年以内
担保	原則、有担保
保証人	・法人・・・原則、代表者 ・個人事業主・・・原則、1 名
貸付形式	証書貸付
お取扱期間	2019 年 9 月 12 日 (木) ～ 2020 年 3 月 31 日 (火)

※ご融資にあたっては、審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。

※その他詳細につきましては、各本支店災害相談窓口までお問合せください。

上記以外にも千葉県信用保証協会「緊急短期資金保証（令和元年台風 15 号・19 号による災害）」、千葉県信用保証協会「経営安定関連保証（セーフティネット 4 号）」、千葉県制度融資「セーフティネット資金（市町村認定枠）（一般枠）」、千葉県農業信用基金協会「一般農業災害資金」のお取扱いも開始しております。

### 3. 当金庫の融資をご利用中の方（お借入れの返済猶予等）

上記 1. または上記 2. の融資対象者に該当される方で、既存のお借入れのご返済についてのご相談は、お取引店の災害相談窓口にお申し出ください。

以 上